政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「郵便事業」を「郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第四十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を実施するため、総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月八日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」に改める。

一　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）附則第十四条第一項第二号

二　郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十九年総務省令第百一号）第一号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十七号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月八日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　社団法人全日本指定射撃場協会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人全日本指定射撃場協会

(二)　変更後の名称　一般社団法人全日本指定射撃場協会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

二　社団法人大日本猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人大日本猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人大日本猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

三　社団法人全日本狩猟倶楽部の名称

(一)　変更前の名称　社団法人全日本狩猟倶楽部

(二)　変更後の名称　一般社団法人全日本狩猟倶楽部

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

四　社団法人山形県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人山形県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人山形県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

五　社団法人三重県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人三重県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人三重県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

六　社団法人兵庫県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人兵庫県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人兵庫県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十四年四月一日

官庁報告

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十五日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　熊本県天草市魚貫崎と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2　操業の承認

規制海域において、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。